

32. (Gno.82) 会社法制のグローバル展開に関する比較法的研究 (比較会社法研究会)

代表：三浦 治

2018/02/14 (承認) 2018 年度 (開始)

【研究の目的】

会社法制における英米法の影響は、アジア諸国のみならず、欧州諸国でも高まっている。その反面、その受容は限定的でもあり、各国の固有なルールも多い。本研究は、アジア・欧州諸国の会社法制と英米会社法制の受容に関する比較検討し、会社法制のグローバル展開とわが国会社法制のあり方を検討する。

【研究活動及び成果】

総括

感染症対策の観点から対面での研究会形式ではなく、オンライン形式で意見交換を行った。意見交換では、米国、フランス、イギリスにおける会社法制について、日本の会社法制に与える影響や裁判例の動向、企業法の展開について扱った。とくに、非公開会社や私会社などの小規模閉鎖会社、同族会社に関する法的問題や裁判例の動向について比較法的視点での意見交換を行った。

学術雑誌

木下崇「代表取締役を選定した取締役会不設置会社の過半数取締役による対外的業務執行権限 (大阪地方裁判所平成 30 年 2 月 20 日判決)」『金融・商事判例』(1645)2 頁。